

セカンドサイトアナリティカ株式会社
定款

SecondXight Analytica, Inc.

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、セカンドサイトアナリティカ株式会社と称する。英文では SecondXight Analytica, Inc. と表示する。

第2条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 人工知能を用いた各種ソリューションの提供事業
- (2) 人工知能プログラムの研究・開発とライセンス提供事業
- (3) データサイエンスに関するコンサルティング・アドバイザリ事業
- (4) データ分析事業
- (5) 経営コンサルティング・アドバイザリ事業
- (6) コンピューターによる情報提供および情報処理サービスならびにソフトウェアの開発販売、斡旋、賃貸事業
- (7) 教育研修事業
- (8) 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条（本店所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は12,017,288株とし、当社の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

- (1) 普通株式 10,049,288株
- (2) 甲種類株式 1,968,000株

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式の取得をすることができる。

第8条（単元株式数）

- 1 当社の普通株式の単元株式数は、100株とする。
- 2 当社の甲種類株式の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（甲種類株式）

当社の発行する甲種類株式の内容は、第11条から第15条に定めるとおりとし、特に定めがない点については、普通株式と同一の内容とする。

第11条（剰余金配当についての優先）

- 1 当社は、剰余金の配当を行うときは、甲種類株式を有する株主（以下「甲種類株主」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）に先立ち、甲種類株式1株につき0.25円の剰余金配当額（以下「優先配当金」という。）を支払う。
- 2 ある事業年度において甲種類株主に対して支払う配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度に累積しない。
- 3 当社は、甲種類株主に対し、優先配当金の他、甲種類株式1株当たり、普通株主に対して普通株式1株につき交付する配当財産と同額の配当財産を交付する。
- 4 甲種類株式の分割または併合が行われたときは、優先配当金は以下の計算式で調整される。
なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割または株式併合後の発行済株式総数を、株式分割または株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味し、以下同じとする。また、「調整前優先配当金」とは、それ以前に株式分割または株式併合が行われていない場合は本条第1項の優先配当金を意味し、株式分割または株式併合が行われている場合は直近の「調整後優先配当金」を意味する。調整後優先配当金の計算上生じた0.01円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後優先配当金} = \text{調整前優先配当金} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

第12条（議決権制限等）

- 1 甲種類株式には、当会社株主総会における議決権がない。
- 2 甲種類株主による会社法第322条第1項の規定に基づく種類株主総会の決議については、これを要しない。
- 3 普通種類株主による会社法第322条第1項、第199条第4項および第238条第4項の規定に基づく種類株主総会の決議については、これを要しない。

第13条（取得請求権）

甲種類株主は、次に定める取得の条件で、当会社が甲種類株式を取得すると引換えに普通株式の交付を請求することができる

(1) 甲種類株式の取得と引換えに甲種類株主に交付する普通株式の数

甲種類株式1株につき、普通株式1株

(2) 取得請求権の行使期間

当会社設立後、いつでも

第14条（残余財産分配についての優先）

- 1 当会社の残余財産を分配するときは、甲種類株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、甲種類株式1株につき金50円（以下、「優先分配金」という）を支払う。
- 2 当会社は、甲種類株主に対して、優先分配金の他、甲種類株式1株当たり、普通株主に対して普通株式1株につき交付する残余財産と同額の残余財産を分配する。
- 3 甲種類株式の分割または併合が行われたときは、優先分配金は以下の計算式で調整される。「調整前優先分配金」とは、それ以前に株式分割または株式併合が行われていない場合は本条第1項の優先分配金を意味し、株式分割または株式併合が行われている場合は直近の「調整後優先分配金」を意味する。調整後優先分配金の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後優先分配金} = \text{調整前優先分配金} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

第15条（株式の分割・併合）

当会社は、株式の分割または併合を行うときは、すべての種類の株式につき同一割合でこれを行う。

第16条（基準日）

当会社は、毎事業年度の末日を基準日とし、基準日現在の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第17条（株主名簿管理人）

- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第18条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第19条（招集）

- 1 定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集する。
- 2 臨時株主総会は、必要に応じて随時招集することができる。

第20条（招集権者）

法令または本定款に別段の定めある場合を除き、株主総会は取締役会の決議に従い代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故ある場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

第21条（議長）

株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当る。代表取締役社長に事故ある場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

第22条（決議）

- 1 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第23条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第24条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第25条（電子提供措置等）

- 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第26条（取締役の員数）

当社の取締役は、6名以内とする。

第27条（取締役の選任）

- 1 取締役は、当社の株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任の決議については、累積投票を行わない。

第28条（取締役の任期）

- 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第29条（代表取締役および社長）

- 1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって代表取締役社長を1名選定する。

第30条（取締役会の招集権者）

取締役会は代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故ある場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

第31条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 全取締役および全監査役の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集通知を省略することができる。

第32条（取締役会の議長）

取締役会の議長は、代表取締役社長がこれに当る。代表取締役社長に事故ある場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

第33条（取締役会の決議）

- 1 取締役会の定足数を満たすためには議決に加わることができる取締役の過半数が出席することを要する。
- 2 取締役会の決議は出席取締役の過半数の賛成をもって行う。

第34条（みなし取締役会決議）

当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第35条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第36条（取締役会規程）

法令または本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会に関する事項は取締役会が制定する規程に従って決するものとする。

第37条（取締役の報酬）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第38条（取締役の責任免除および責任限定）

- 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

第39条（監査役の員数）

当会社の監査役は、3名とする。

第40条（監査役および補欠監査役の選任）

- 1 監査役は、当会社の株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- 4 補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第2項を準用する。
- 5 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第41条（監査役の任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第42条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第43条（監査役会の招集通知）

- 1 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、特定の監査役会について前項の招集通知を省略することができる。

第44条（監査役会規程）

法令または本定款に別段の定めある場合を除き、監査役会に関する事項は監査役会が制定する規程に従って決するものとする。

第45条（監査役の報酬）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第46条（監査役の責任免除および責任限定）

- 1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第47条（会計監査人の選任）

会計監査人は、当会社の株主総会の決議によって選任する。

第48条（会計監査人の任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第49条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第50条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第51条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

第52条（期末配当金等の除斥期間）

- 1 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合には、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未払の期末配当金および中間配当金には、利息は付さない。

附 則

1 削除

- 2 現行定款第25条（株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更定款第25条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第25条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効

力を有する。

- 4 本附則 2、3 及び 4 は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。